



ハラスメント防止研修会 (課長職・一般職対象) を開催しました。

2022年4月より労働施策総合推進法(パワハラ防止法)に則り、パワハラ防止対策が義務付けられました。これを受け、昨年3月に管理職を対象とした「ハラスメント防止研修会」を行いましたが、課長職・一般職の皆様にもハラスメントに対する正しい判断軸を持ってもらう事を趣旨に、本年2月11日に当社の顧問社労士「土屋社会保険労務士事務所 土屋寿美代特定社労士」をお招きして

職場のハラスメントと対策 ～ ハラスメントのない職場をめざして ～ と題し、管理職研修会を開催致しました。

13名が参加するなか、水野常務取締役から講習会開催に際し、「ハラスメントはそれを受けた本人だけでなく、その家族をも不幸にしてしまう。皆さんも今日の研修を参考にいただき、当社のハラスメント根絶活動に協力していただきたい。」との挨拶がありました。

講義の内容は、土屋講師のお手製テキストを用いて、前半は「代表的なハラスメントの定義」「LBGTに関する差別的言動の注意」「パワハラの類型」「パワハラによる職場への影響・法的責任」等を解説頂きました。後半に「パワハラチェックリスト ドキッとしたら要注意 こんな事してないですか?」とテーマ毎に質疑応答を交え、ハラスメントに対する理解を深める事が出来ました。

講習をうけて皆様の感想は

「結構、強い内容(事例)がかいてあるなーと感じました。」 50代男性

「上の人にこんな事を言われたら(パワハラ発現)何も言えなくなります。」 50代男性

「息子に「男なんだからしっかりしろ」とか言って育てていました。私もそのように育てられたので…少し考え方が古いかもしれませんね。」 40代男性

「忙しい時につい強い口調で、人に対して接していたかも知れません。注意します。」 30代男性



最後に土屋講師より

ハラスメントに対しての「無知」と「無自覚」はNG!

- ・ハラスメントに対する正しい知識を身につけましょう
- ・「自分は大丈夫?」と時々意識してみましよう。
- ・ひとりひとりが組織の特性や風土を少しずつ変える努力をしましょう。

でも一番大切なのは「双方向のコミュニケーション」です。

すべての社員がお互いに尊重しあえる

安全で快適な職場づくりのため

社員の皆様ひとりひとりが

ちょっとした意識改革をしてみませんか。

とアドバイスを頂き、講習会は終了しました。

今後もコロナ感染防止を意識しながら、有識者を講師に招き、種々の講習会を開催する予定です